

令和 8 年度

高野町個人向け太陽光発電設備・蓄電池（等）導入支援補助金

申請の手引き

令和 8 年 5 月

高野町 生活環境課

補助金の申請をされる皆さまへ

補助金の申請にあたっては、「高野町個人向け太陽光発電設備・蓄電池（等）導入支援事業補助金交付要綱」や「本手引き」、「よくある質問」をよく確認いただき、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1 補助金制度の概要

高野町では、再生可能エネルギーの導入（、省エネルギー化の促進）により本町における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する方に対し、補助金を交付します。

2 補助対象設備等

【共通要件】

- ・県が実施する説明会を受講した事業者によって設置されるものであること。
- ・本町の区域内に設置されるものであること。
- ・エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ・各種法令等に遵守した設備であること。
- ・商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。
- ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。
- ・リース設備又は第三者が所有するものでないこと。

【設備ごとの要件】

①太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象者	自ら所有し居住する町内の戸建ての専用住宅に太陽光発電設備を設置する方
補助対象設備	・本事業で導入する蓄電池と同時に設置するものであること。 ・※太陽光発電設備のみの申請はできません。 ・FIT・FIP 制度の認定を取得しないこと。 ・本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力の 30%以上を自家消費すること。 ・ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備（屋根一体型太陽光発電設備を除く。）でないこと。 ・太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されていること。

	・太陽光モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が 10kW 未満のものであること。 ・なお、増設の場合においては、既存分を含めて 10kW 未満のものであること。 ・その他国実施要項別紙 2 の 2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。
補助金額	下記の単価に太陽光モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW 単位で小数点以下は切り捨て）を乗じて得た額。 7 万円/kW（上限 35 万円）

②蓄電池

補助対象者	自ら所有し居住する町内の戸建ての専用住宅に蓄電池を設置する方
補助対象設備	・本事業で導入される太陽光発電設備の付帯設備であること。 ・※蓄電池のみの申請はできません。 ・12.5 万円/kWh 以上（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 ・※12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう、複数者から見積もりの取得や、販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行ってください。 ・据置型（定置型）のものであること。 ・20kWh 未満のものであること。 ・その他国実施要領別紙 2 の 2. ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。
補助金	下記の単価に蓄電容量を乗じて得た額。 蓄電池の価格（円/kWh）（※）×1/3（上限 47 万円） ※14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き）を上限とする。

【蓄電池の補助金額の算定方法】

例 1. 蓄電容量 10kWh（家庭用）、130 万円（工事費込み・税抜き）

$130 \text{ 万円} \div 10 \text{ kWh} = 13 \text{ 万円/kWh}$

→14.1 万円/kWh 以下のため、

$130 \text{ 万円} \times 1/3 = 43.33 \cdots \text{万円}$

→千円未満の端数を切り捨てた 43 万 3 千円が補助金額となる。

例 2. 蓄電容量 12kWh (家庭用)、180 万円 (工事費込み・税抜き)

$180 \text{ 万円} \div 12 \text{ kWh} = 15 \text{ 万円/kWh}$

→14.1 万円/kWh を超えるため、

$14.1 \text{ 万円/kWh} \times 1/3 \times 12 \text{ kWh} = 56.4 \text{ 万円}$

→千円未満の端数を切り捨てた 47 万円が補助金額となる。

※「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。

「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

※太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。

3 補助対象経費

補助対象経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要項（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号）別表第 1 に定める経費です。

なお、一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用や既存設備の撤去・処分費、機器保証料、消費税額及び地方消費税額等は補助対象外経費となります。

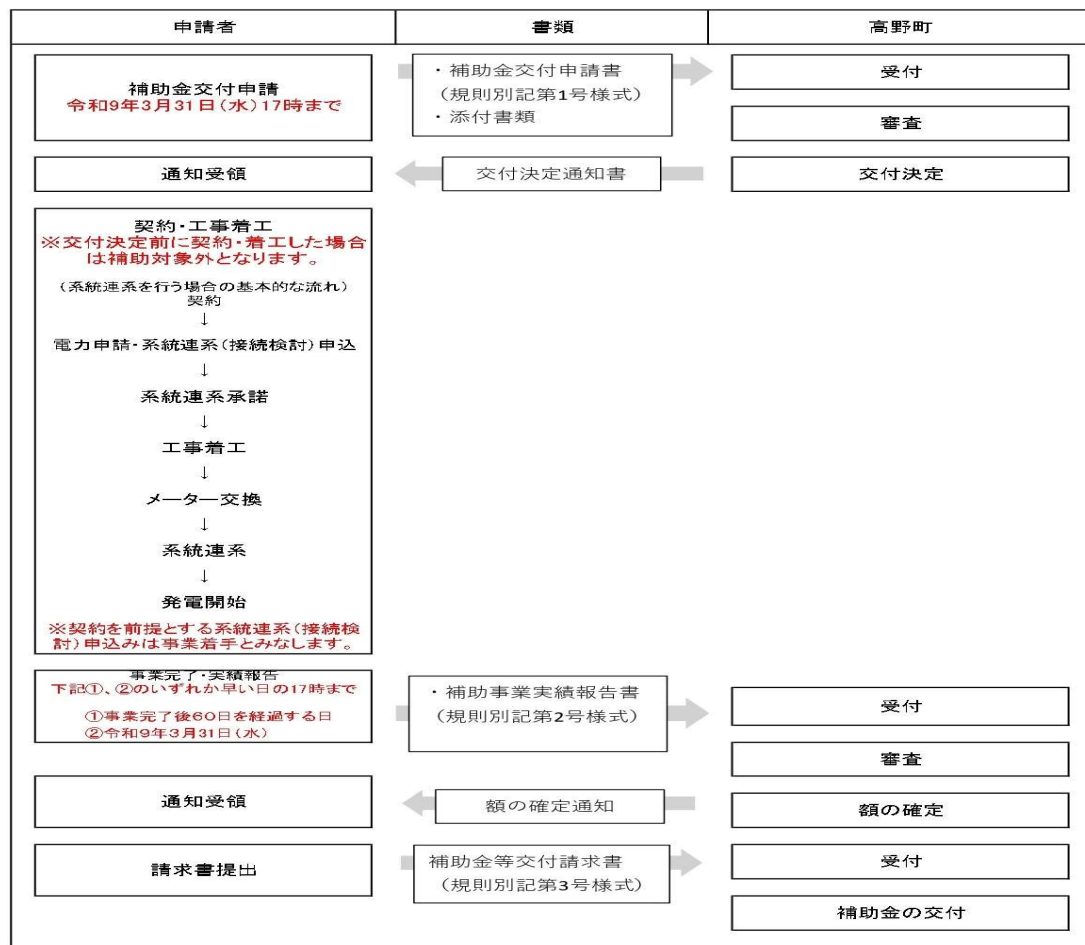
4 補助金申請の流れ

補助金申請の流れは下記のとおりです。

※事業着手（契約・工事着工）は必ず、町からの交付決定日以降にしてください。町からの交付決定前に事業着手（契約・工事着工）したものは補助対象外となります。

なお、契約を担保するような仮契約や預かり金・手付金の支払い、契約を前提とした系統連系申込み等についても事業着手とみなします。

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。



5 交付申請について

(1) 受付期間

令和8年5月22日(金)10時から令和8年11月30日(月)17時まで(先着順)

※予算がなくなり次第、終了とします。

※申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※申請書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え(申請書等のコピーや作製したデータ等)を保管しておいてください。

(3) 提出先

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町高野山 19-2

(4) 提出書類

	太陽光発電設備 (自家消費型)	蓄電池	備 考
交付申請書 (規則別 記第 1 号様式)	○	○	
事業計画書 (別記第 1 号様式)	○	○	
自家消費計画書 (別 記第 2 号様式)	○	—	・「年間発電見込」及び「過去 1 年間の電力使用量」の算定根拠となる資料を添付すること。(新築の場合は、「年間発電見込」の根拠資料を添付すること。)
収支予算書 (別記第 3 様式)	○	○	
補助対象設備を設置 する建物 (又は土地) の登記事項証明書	○	○	・ 原本 (発行日から 3 か月以内のもの)。 ・ 登記情報提供サービスは不可。 ・ 登記事項証明書 (建物) の種類が「居宅」であること。 ・ 設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。 ・ 新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する住宅を所有していない場合は、実績報告時に提出すること。
住民票の写し	○	○	・ 原本 (発行日から 3 か月以内のもの) で、<u>マイナンバーの記載がないもの。</u> ・ 新築の場合で、申請時に補助対象設備を設置する住宅に居住していない場合は、実績報告時に提出すること。
			・ 申請者あて発行されたもの (フルネ

補助対象設備の設置に係る見積書の写し (内訳の記載があるもの)	○	○	ームを確認できること。)で、申請時において有効期限内のもの。 ・型番、数量、経費の内訳の記載があるもの。 ・原則、複数の事業者から見積を取り、比較を行うこと。
補助対象設備の配置図及び住宅の位置図	○	○	・平面図等に補助対象設備の配置を示すこと。 ・近隣のランドマーク（公園や学校等）を含む住宅地図等に赤枠等で住宅の位置を示すこと。
補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの）	○	○	・該当箇所が分かるようマーカー等で示すこと。 ・冊子の場合は該当ページ以外に表紙や裏表紙の写しも提出すること。
補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真	○	○	・住宅の全景（正面（玄関位置）から撮影したもの）及び設備設置予定箇所の全景を写したもの。 ・Web上の地図サービスにおける風景画像は不可。 ・鮮明な写真であること。 ・参考様式等の任意様式により提出すること。
設備設置同意書（別記第4号様式）	△	△	・補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者でない場合又は共有者がいる場合のみ提出すること。
誓約書兼同意書（別記第5号様式）	○	○	
債権・債務者登録申出書	△	△	・申請者名義の口座であること。 ・町に口座登録がない場合のみ提出すること
口座情報等が確認できる資料	△	△	・通帳やキャッシュカードの写し等。 ・町に口座登録がない場合のみ提出すること。

交付申請チェックシート	○	○	・町指定の様式により提出すること。
-------------	---	---	-------------------

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 ー：提出不要